

大佛次郎記念館、市民プラザ（吉野町、岩間）及び横浜人形の家に関する施設運営について（報告）

現在、外郭団体に普通財産の無償貸付を行っている次の4施設について、総務局外郭団体指導・調整課を中心とするプロジェクトチームによる意見に基づき、公の施設として指定管理への移行を進めます。

1 見直しを行う施設

施設名	運営団体
大佛次郎記念館	
吉野町市民プラザ	(公財) 横浜市芸術文化振興財団
岩間市民プラザ	
横浜人形の家	(公財) 横浜観光コンベンション・ビューロー

2 公の施設・指定管理への移行の方向性

施設名	設置条例	指定管理者の選定方法、指定期間
大佛次郎記念館	横浜市公園条例〔改正〕	非公募、5年
吉野町市民プラザ	横浜市市民文化会館条例〔改正〕	公募、5年
岩間市民プラザ		
横浜人形の家	横浜人形の家条例(仮称)〔制定〕	

(1) 大佛次郎記念館の非公募での選定理由

ア 著作権承継者との信頼関係の維持

館の運営にあたっては、著作権承継者である遺族との関係が非常に重要であり、これまでの信頼関係を維持しつつ施設運営を行っていく必要がある。

イ 専門性の継承

大佛次郎の遺品の大部分は（公財）横浜市芸術文化振興財団が寄贈を受け、開館以来36年間に渡り資料の調査・研究等を行っており、その専門性の継承が館の運営にとって不可欠である。

(2) 横浜人形の家の所蔵財産

公募による指定管理者の選定により、所蔵する人形等の一層の活用を図るため、

（公財）横浜観光コンベンション・ビューローが所有している財産は横浜市へ寄附されます。

3 今後の予定

平成27年 第1回市会定例会 条例の制定及び一部改正議案の上程

平成27年 第4回市会定例会 指定管理者の指定議案の上程

平成28年 4月 指定管理者制度による運営の開始